

# コンゴ民主共和国 (Democratic Republic of Congo)

## 通 信

### I 監督機関等

#### 1 郵便・電気通信・新情報通信技術省 (PT-NTIC)

Ministry of Posts, Telecommunications and New Information and Communications Technologies

Tel.	+243 12 24854
所在地	Immeuble Kilou, 4484 ave des Huiles, BP 800 KIN 1, Kinshasa-Gombe, DEP.REP.OF THE CONGO
幹 部	Thomas Luhaka Losendjola (大臣/Minister)

所掌事務

電気通信分野の政策官庁として、通信分野全体の政策策定のほか、市場における競争環境の維持、消費者保護を所掌し、国際会議等における国の代表を務める。

#### 2 コンゴ郵便・電気通信規制機関 (ARPTC)

Autorite de Regulation de la Poste et des Telecommunications

Tel.	+243 13 92491
所在地	Blvd.du 30 juin, BP3000, Kinshasa, DEP.REP.OF THE CONGO
幹 部	Oscar Manikunda (長官/President)

所掌事務

「コンゴ郵便・電子通信機関の設立に関する2002年10月16日付法律第2002/017号」により設立された。電気通信担当省下の事業者規制機関として、以下を所掌する。

- ・ 通信事業者への各種免許の付与及び免許事業者の義務の決定
- ・ 事業者間の相互接続条件・料金の管理
- ・ 無線周波数管理
- ・ 国家番号計画の策定と実施
- ・ 電気通信市場の発展に関する国内外の状況の分析と提言

### II 法令

コンゴ民主共和国における電気通信に関する2002年10月16日付法律第2002/013号  
電気通信分野の基本法令であり、通信市場の自由化とユニバーサル・サー

ビスの実現を主目的にしている。同法により、電気通信分野での政策担当省と規制機関の所掌が明確化された。通称、「法律第 2002/013 号 (Loi 013/2002)」。

### III 政策動向

#### 1 免許制度

##### (1) 免許の区別

「法律第 2002/013 号」では、個別免許 (Concession) の取得事業者が公衆通信網の運用を行うとするほか、電気通信サービスの提供に関して、3 段階で免許/認可の対象を定めている。

##### ①個別免許 (Concession)

- ・固定電話 (ファックス含む)
- ・公衆への通信サービス提供を目的とする無線通信網の敷設と運用

個別免許の取得に際して、対象事業者には ARPTC の作成する業務明細書に従い、サービスカバレッジ、回線容量、相互接続等に関する義務の順守が求められる。

##### ②認可 (Authorisation)

- ・通信距離が 300m 以上、最大通信速度が 2.1Mbps 以上の独立通信網
- ・専用線
- ・無線受信局の設置
- ・航空・海上無線
- ・学術あるいは公的サービスを目的とする無線局の設置
- ・データベース提供、電子データ交換等の付加価値サービス

認可の取得に際しては、ARPTC が個別の条件に従って作成し、電気通信担当省の承認を受けた業務明細書が必要とされる。

##### ③届出

- ・電話帳サービス
- ・国外あるいは国際的な機関の実施する電気通信サービス
- ・個人利用目的の無線受信局の設置と運用
- ・半径 300m、アンテナ強度 10mW 以下の無線通信局の設置

##### (2) 外資規制

個別免許取得事業者に対しては、資本の少なくとも 30% をコンゴ民主共和国の個人あるいは法人が所有、そのうち 5% が当該の組織の従業員の所有であることが求められる。

#### 2 競争促進政策

##### (1) 相互接続

「法律第 2002/013 号」第 41 条は、国内で電気通信網を運用する事業者はすべて、他事業者に対する相互接続の義務を負うと定めている。また、2006 年 8 月 1 日、

ARTPC は事業者間の相互接続契約に関する決定を発行した。同決定は、個々の条件は事業者間の調整に任せられるが、契約条件は透明かつ非差別的であること、契約書は署名後 7 日以内に ARTPC に提出し、その承認を得ることと定めている。

### (2) SMP 事業者指定

相互接続に関する 2006 年 8 月 1 日の決定では、ARTPC は年ごとに通話着信にかかわる各市場で 25%以上のシェアを持つ事業者を市場において顕著な支配力を有する (Significant Market Power : SMP) 事業者指定としている。SMP 事業者は他事業者からの相互接続要求に対して、回線容量の不足以外の理由で接続を拒否することはできない。

## 3 情報通信基盤整備

### (1) ユニバーサル・サービス

「法律第 2002/013 号」第 39 条は、ルーラル地域への電気通信サービス普及を目的としたユニバーサル・サービス基金の設立を規定しており、基金の様態については電気通信担当省の省令が定めるとしている。基金の財源について、同法では、その一部に免許・認可取得に際して規制機関に支払う料金が充てられるとしている。2006 年には ARTPC が全電気通信事業者は年間売上高の 2%を基金に拠出するという提案を行った。

2016 年 8 月現在、ユニバーサル・サービスの範囲は固定及び公衆電話、サービス事業者は既存固定通信事業者とされているが、ユニバーサル・サービス基金は設立はされているものの、事業者から基金が拠出された記録はまだない。

### (2) 情報通信基盤整備政策

2009 年 7 月、郵便電信電話省 (当時) は「電気通信及び IT 分野の発展戦略」を発表した。この戦略では、2015 年を目途に以下が目指されている。

- ・国内の通信回線数 (固定・移動合計) を 3,300 万まで拡張する。
- ・国内のインターネット加入を総人口の 5%まで引き上げる。

2016 年 1 月現在、携帯電話については、加入者数が目標値を超えたものの、固定部門の回線の伸びは微弱で、インターネット加入も人口の 1%に満たない。

また、2014 年 6 月、世界銀行は、中南アフリカ主要都市を光ファイバ・ネットワークで結ぶ「中央アフリカバックボーン (Central African Backbone : CAB)」プログラムの第 5 段階への支援計画を発表した。このプログラムは 2009 年に発足、各段階で 1、2 か国の基幹網の整備が実施されている。コンゴ民主共和国が参加する第 5 段階へのプロジェクト支援額は 9,200 万 USD と見積もられている。

CAB の整備は 2015 年 3 月に開始されており、2016 年 1 月段階では、2019 年末の完成を見込んでいる。

## IV 関連技術の動向

## 基準認証制度

「法律第 2002/013 号」や「コンゴ郵便・電子通信機関の設立に関する 2002 年 10 月 16 日付法律第 014 号」等に基づき制定された、「端末機器及び電気通信設備の認証手続に関する 2006 年 6 月 23 日付決定第 024/ARPTC/CLG/2006 号」に従い、ARPTC が認証業務を実施し、コンゴ民主共和国内で流通する端末機器や通信設備が、ARPTC が公表する技術基準へ適合しているかの検査を行う。

## V 事業の現状

### 1 固定電話

2015 年末の PSTN 方式の電話サービス加入者は約 6 万 7,500 である。国営事業者のコンゴ郵便・電気通信会社 (SCPT) 及び同社と韓国 KT の合弁事業者である Standard Telecom が PSTN 回線によるサービスを実施しているが、サービス対象は首都の富裕層が中心である。

このほか、ボーダコム・コンゴ (Vodacom DRC) 等が独自のネットワークで公衆電話サービスを提供している。IP 電話サービスは自由化されているが行われていない。

国際通信については、2013 年 6 月、予定よりも 1 年以上遅れて、西アフリカケーブル・システム (WACS) に接続された。また、2015 年より、フランスから南アフリカを結ぶ ACE 海底ケーブルへの接続準備が進められているが、2016 年 8 月時点においても未だ接続されていない。

### 2 移動体通信

インドの Bharti Airtel の子会社 Airtel DRC、南アフリカのボーダコム傘下のボーダコム・コンゴ、ルクセンブルクの Millicom International Cellular の子会社 Oasis Telecom (ブランド名 Tigo)、仏オレンジ (Orange) 子会社のオレンジ、レバノンの Lintel 子会社の Africell が市場に参入している。

2016 年 1 月末の移動電話加入者数は約 3,003 万であった。サービス提供地域は都市部が中心で、人口カバレッジは最大の Airtel で 60%程度と見られている。

3G サービスは、2012 年 10 月にボーダコム・コンゴ、同 12 月にオレンジ、2013 年 5 月に Airtel と Tigo、2015 年 1 月に Africell が開始し、2016 年 6 月現在の合計利用者数は 268 万に達している。また、2016 年 2 月にはオレンジによる Tigo の買収が決まった。2016 年 8 月段階では同 2 社は依然別の会社として運営しているが、2017 年初めには買収が完了する見込みである。なお、スマートフォンは iPhone のほか、華為やサムスンの製品が導入されている。

### 3 インターネット

インターネット接続は国内の民間事業者 Microcom によって 2005 年に初めて開始され、同社の VSAT と WiMAX プランの加入者が、2013 年までシェアの 50%程

度を占めていたが、2016年6月には31.7%まで減少している。同社のほか国内事業者数社がWiMAX接続サービスを実施しているが、サービス地域は首都が中心で、最大接続速度は1Mbps程度である。

モバイル・インターネット・サービスの加入者は2016年6月末現在600万で、普及率は8%に達している。

## VI 運営体

### 1 コンゴ郵便・電気通信会社 (SCPT)

Tel.	+ 243 89 9672448
URL	<a href="http://www.scpt.cd/">http://www.scpt.cd/</a>
所在地	Boulevard du 30 juin, Kinshasa, Gombe
幹部	Umba Patrick (社長/Director General)

#### 概要

1967年設立。2010年にコンゴ郵便・電気通信局 (OCPT) より改名した。資本はすべて国が所有している。固定回線をほぼ独占しているが、電話以外のサービスは行っていない。

### 2 その他の主な事業者

主要事業分野	事業者	URL
移動体通信	Airtel DRC	<a href="http://www.africa.airtel.com/wps/wcm/connect/africaairtel/DRC/">http://www.africa.airtel.com/wps/wcm/connect/africaairtel/DRC/</a>
	ボーダコム・コンゴ	<a href="http://www.vodacom.cd/">http://www.vodacom.cd/</a>

## 放送

### I 監督機関等

#### 1 通信・メディア省

Ministry of Communications and Media

Tel.	+243 81 8134753
URL	<a href="http://pp-drcgov.net/">http://pp-drcgov.net/</a>
所在地	Immeuble RATELESCO 83 ave Tombalbaye, Kinshasa, DEP.REP.OF THE CONGO
幹部	Lambert Mende Omalanga (大臣/Minister)

#### 所掌事務

放送を含むメディア規制政策の策定とともに、政府の広報機関として、市民意識

の向上に関する住民へのキャンペーン活動を所掌する。

## 2 視聴覚通信高等評議会 (CSAC)

Régulateur des médias au Congo

Tel.	+243 81 813601177
所在地	47 Avenue Roi Baudoin 2e niveau, Immeuble 3Z Commune de la Gombe, Kinshasa, DEP.REP.OF THE CONGO
幹部	Tito Ndombi (委員長/President)

所掌事務

2011年に設立された独立規制機関。ラジオ・テレビ、インターネットを含むメディア全般のコンテンツ規制を所掌する。

## II 法令

視聴覚・通信高等評議会の構成、責務及び所掌にかかわる 2011年1月10日付組織法第11/001号

CSACの設立規定。CSACの構成員の人数、就任の条件、事業者規制の原則等を定めている。

## III 政策動向

### 1 免許制度

(1) メディア所有規制

既存の放送事業者の株式の50%以上を所有する個人又は法人は、国内の他の放送事業者の株式の40%以上を所有することはできない。

(2) 外資規制

商業放送事業者に対する外資比率は、40%までに規制されている。

### 2 コンテンツ規制

番組規制

ラジオ又はテレビにおいて、犯罪の奨励、暴力の誘発、公序良俗の破壊、その他人種・民族・宗教等に関する差別を助長する旨の内容の番組の放送は禁じられる。

### 3 地上デジタル放送

周辺の東南アフリカ諸国とともに放送規格として DVB-T2 方式を採用している。移行計画の策定が開始したのは 2014 年 7 月で、2015 年前半には有料放送 1 社に免許が付与され、2015 年 6 月から段階的にアナログ停波を実施する計画が発表された。

## IV 事業の現状

## 1 ラジオ

国内では最も一般的なメディアであり、全国で聴取が可能である。国営のコンゴラジオテレビ (RTNC) のほか、約 300 の放送局が存在する。最も聴取者の多い全国ネットには、国連とスイスの Hironnelle Foundation が共同で設立した Radio Okapi がある。RTNC は「La Voix du Congo」の名称で、フランス語、スワヒリ語のほか、三つのローカル言語で放送を実施している。国外の事業者では、英 BBC 及び仏ラジオ・フランス・インターナショナル (Radio France International) が FM 放送を行っている。

## 2 テレビ

RTNC が全国向け総合放送 1 系統、首都での商業放送 1 系統を実施している。このほか、数社の民間事業者が放送を実施しており、放送局数は約 50 である。主な商業事業者には、Digital Congo、Raga TV 等がある。地上デジタル放送免許が、仏有料放送カナル・プリュス (Canal Plus) のアフリカ部門に付与されている。

中国系の有料放送事業者 StarTimes は、2013 年 7 月から独自のプラットフォームで地上デジタル放送を実施してきたが、2014 年 9 月、政府はこのサービスが正式な免許手続を経たものではないとして、サービスの中止を命じている。

## 3 衛星放送

RTNC が地上放送の衛星による再送信を実施している。商業放送では、南アフリカのマルチチョイス (MultiChoice) がアフリカ全土向けに運用するプラットフォーム DSTV により、10 のチャンネルパッケージを提供している。

## V 運営体

### コンゴラジオテレビ (RTNC)

Tel.	+243 99 99256200
幹部	Pascal Ngoma Tanda Di Makuala (総裁/Director)

#### 概要

1945 年に設立され、1990 年の放送市場の自由化まで、国内唯一のラジオ・テレビ事業者であった。1997 年に現在の名称で組織を再編、ラジオ、地上テレビ及び衛星放送を実施し、ほぼ全国をカバーしている。

## 電 波

### I 監督機関等

#### 1 監督機関

(1) 郵便・電気通信・新情報通信技術省 (PT-NTIC)

(通信 / I - 1 の項参照)

(2) コンゴ郵便・電気通信規制機関 (ARPTC)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

事業者への周波数資源の割当て、無線設備の技術基準の策定、認証業務等を所掌する。

## 2 標準化機関

### コンゴ管理局 (OCC)

Office Congolais de Contrôle

Tel. / Fax	+243 81 811 5737	+243 81 301 6668
URL	<a href="http://occ.cd/jaa/">http://occ.cd/jaa/</a>	
所在地	98, Avenue du port, BP 8806, Kinshasa-Gombe, DEP.REP.OF THE CONGO	
幹部	Pierre Célestin RISASI TABU wa M'SIMBWA (最高経営責任者 / CEO)	

所掌事務

政府による輸入及び出荷前の産業製品の検査プログラムの策定に伴い、1949年にコンゴ検査会社 (La Société congolaise de surveillance) として設立された。その後、「1974年1月10日付政令第74-013号」に基づき、後継組織であるコンゴ管理局 (OCC) が設立された。OCCは、商務省 (Ministry of Trade) の監督下で運営される公的機関として、産業製品の品質管理や認証、標準化、消費者保護等の責務を担う。

## II 電波監理政策の動向

免許付与手続は、事業者の需要動向を鑑みて、適宜実施される。政府は、2016年8月までに、10件のGSM免許を交付し、ARPTCは完全に周波数資源を使い果たしたと説明している。PT-NTIC (旧郵電省 MPTT) が2009年7月に公表した「電気通信及びIT分野の発展戦略」によれば、周波数免許は歴史的に、無線網の運用能力よりも、免許料の支払能力に基づいて付与されてきた。このようなアプローチが、周波数管理を巡る諸問題を引き起こしていることから、PT-NTICは世界銀行と協力して、無線電気通信分野の規制改革に取り組んでおり、周波数管理、相互接続、費用モデル、番号管理等を含む重要な分野に関する制度枠組を検討している。

なお、GSM事業者は一般に、1回限りの免許料と、年間売上高の一定割合 (通常2%) をユニバーサル・サービス基金 (USF) に支払うことが要求される。GSM免



許の免許期間は 20 年間で、免許付与後 8 か月以内に運用を開始しなければならない。また、法整備が欠如しているため、各事業者は当事者間で相互接続協定の交渉をしなければならない。

3G 免許は、2012 年 6 月 26 日に PT-NTIC が販売し、既存の GSM 事業者が購入した。1 免許は 1,500 万 USD で、Airtel DRC、Africell、Tigo 及びボーダコム・コンゴの 4 社が購入し、合計 6,000 万 USD が国庫収入となった。

LTE 免許については、当時の PT-NTIC 大臣 Tryphon Kin Kiey Mulumba 氏が事前のコンサルテーションを 2013 年 12 月 19 日に開始、既存の事業者と面会して免許条件や免許料について議論を交わしたが、その後の進展はない（2016 年 8 月時点）。ただし、Airtel の 2015 年 6 月 30 日末締め第 3 四半期報告書によると、1800MHz 帯での LTE 試験の正式な承認を得て、4G トライアルを開始したと報告されている。

TE-LTE 方式では Smile Communications と Afrimax Group の 2 社がキンシャサを始めとする都市で運用を開始しようとしているが、2016 年 8 月時点で目立った動きはない。

### Ⅲ 周波数分配状況

コンゴ民主共和国を含む 15 か国が加盟する南部アフリカ開発共同体（Southern Africa Development Community : SADC）では、各加盟国の電気通信・郵便・ICT の責務を負う SADC 大臣の承認の下、南部アフリカ規制庁連合（Communications Regulators' Associations of Southern Africa : CRASA）が、SADC 周波数割当計画（SADC Frequency Allocation Plan : SADC FAP）を公表している。

・ SADC 周波数分配表 URL（2013 年 5 月）：

[http://www.crasa.org/common\\_up/crasa-setup/10-03-2015\\_SADC%20FREQUENCY%20BAND%20%202013.pdf](http://www.crasa.org/common_up/crasa-setup/10-03-2015_SADC%20FREQUENCY%20BAND%20%202013.pdf)